

# ○松山大学図書館 図書館資料無断持出者に関する内規

2008（平成20）年1月30日制定

改正 2010（平成22）年1月22日

2018（平成30）年10月23日

（目的）

第1条 この内規は、松山大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第12条の規定に基づき、図書館資料の無断持出者に対する館外貸出（以下「貸出し」という。）停止について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この内規において、無断持出者とは、貸出手続によることなく故意に図書館資料を持出した利用者をいう。

（適用する利用者）

第3条 この内規が適用される利用者は、利用規程第4条に定める利用者とする。

（貸出停止）

第4条 無断持出者は、次号に定める期間の貸出しを停止する。ただし、無断持出しが初回で、かつ、図書館資料を損傷又は汚損していないときは、この限りではない。

- (1) 無断持出しが2回目以降のときは、無断持出しが明らかになった日から14日間の貸出停止とし、15日目を貸出停止解除日とする。
- (2) 図書館資料を損傷又は汚損したときは、無断持出しが明らかになった日から30日間の貸出停止とし、31日目を貸出停止解除日とする。

（弁償）

第5条 無断持出者が図書館資料を著しく損傷又は汚損していたときは、その損害を弁償しなければならない。

2 前項の弁償が第4条に規定する貸出停止期間内に完了しないときは、損害の弁償が完了するまでの間、貸出しを受けることができない。

（改廃）

第6条 この内規の改廃は、図書館運営委員会が行う。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（2010（平成22）年1月22日）

この内規は、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則（2018（平成30）年10月23日）

この内規は、2018（平成30）年10月23日から施行する。